規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―四―二五

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百五項の次に次の一項を加える。

106　次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三四

規則九―一三六

（平成二十七年一月三十日施行）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―一三四（平成二十六年四月一日における号俸の調整）の項を削る。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

3　前項の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一三四（平成二十六年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一―二四

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万六千九百円」を「二万六千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の給与法第二十二条第一項に定める職員で、同項の規定により支給される勤務一日についての手当の額（以下この項において「旧手当額」という。）が二万六千四百円以上二万六千九百円未満であるものに手当を支給しようとする場合において、その額が当該職員に係る旧手当額以下であるときは、当該職員に対する給与法第二十二条第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日（当該職員が同日前に離職をした場合にあっては、当該離職をした日）までの間は、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―七九

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第二の医療職俸給表㈡初任給基準表の表中

短大卒	1級11号俸
高校卒	1級1号俸

を

短大3卒	1級17号俸
短大2卒	1級11号俸

に改める。

別表第六の医療職俸給表㈡在級期間表の備考第五項中、「柔道整復師」又は「歯科技工士」を「又は「柔道整復師」に改め、「とあり、及び「2.5」を削り、同表の備考に次の一項を加える。

6　職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大3卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「1」とする。

別表第七の行政職俸給表㈠昇格時号俸対応表中

| | | |